

地域再生制度 特定地域再生制度 について

～地域が主役～



内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

地域がこれからの主役です！



目次

I. 地域再生制度とは	1
II. 地域再生制度の仕組み	2
III. 特定地域再生制度について	4
IV. 地域再生制度の支援策	8
V. 地域再生計画と連動する施策一覧	14
VI. 地域再生計画の認定事例	16
VII. 地域再生計画の認定状況	18
VIII. 認定申請・提案募集	19
IX. 相談・質問など	20

●表紙の写真は、地域再生計画に認定された

「近江日野 三方よしの人づくり 農山村(ふるさと)活力再生計画」(滋賀県日野町)における活動の様子です。この計画の事例がP17に載っています。

I. 地域再生制度とは

近年、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした中、「住んでいる地域にあまり元気がない」という声が少なくありません。

地域再生制度は、こうした情勢の中、地域の活力を再生する目的で平成17年度に創設されました。

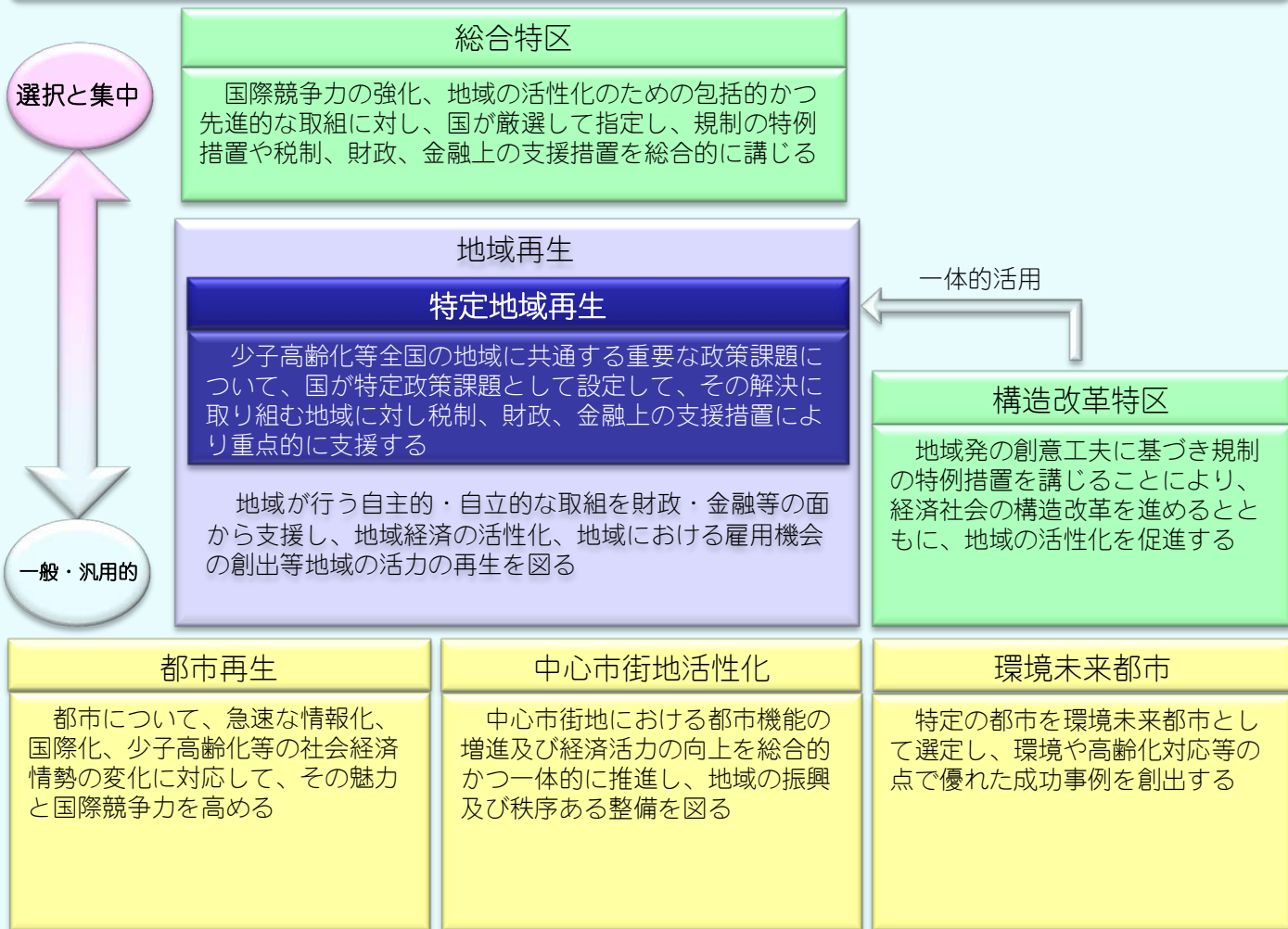
また、少子高齢化への対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題の解決に取り組む地域を重点的に支援する「特定地域再生制度」が平成24年度に創設されました。

地域再生制度の位置づけについて

地域再生の取組は、構造改革特区制度などとの連携により、規制の特例措置を併せて活用することで相乗効果が期待されます。また、地域活性化に関連する都市再生制度や中心市街地活性化制度などと連携することにより、地域再生の取組の一層の充実が期待されます。

なお、平成19年に、地域再生をはじめとして地域の活性化に向けた戦略を一元的に立案・実施するため、地域活性化統合事務局が発足しました。当事務局の主な所管業務は以下のとおりです。

地域活性化統合事務局の所管業務



次ページからは、地域再生制度の具体的な内容について説明します。

Ⅱ. 地域再生制度の仕組み

地域再生制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて国が支援措置のメニューを整備します。

地方公共団体は、関係者・関係機関等と連携し、自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を目指します。

また、関係者・関係機関等は、地域再生計画を作成することを地方公共団体に提案することができます。（提案する場合は、素案を提案する必要があります。）

地 域

地域再生計画を作成、地域再生の取組を実施

（必要に応じ、地域再生協議会（P3参照）を活用）



地域からの提案などを通じ、地域の政策ニーズを踏まえ、支援措置をメニュー化

作成

支援施策を
選択・活用

地域再生計画

地域再生基本方針

（閣議決定）

国

申請

認定

内閣府

各省庁

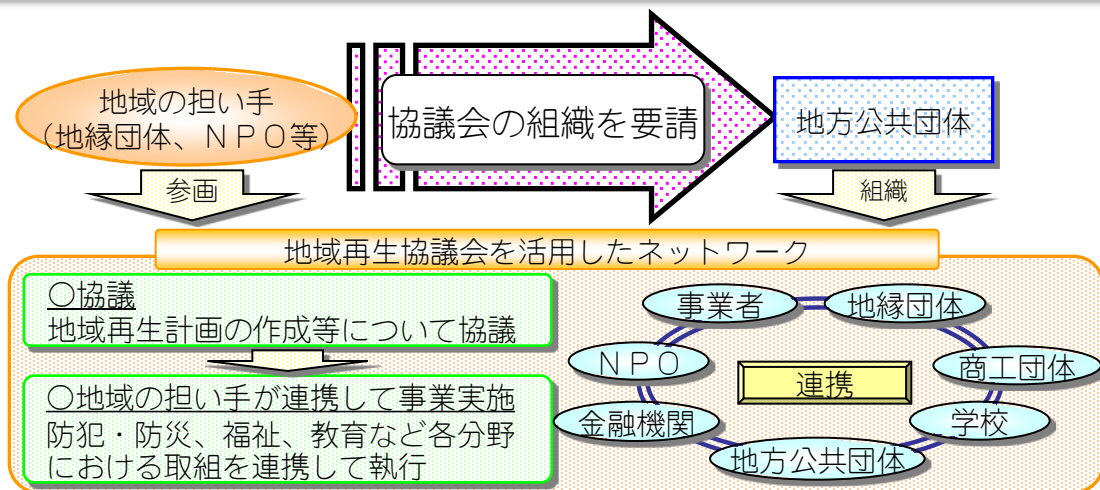
調整
(同意協議)

- 地域再生の意義及び目的
- 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進
 - 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進
 - 民間のノウハウ、資金等の活用促進
 - 構造改革特区等との連携
 - 新たな措置の提案募集
- 特定政策課題に関する基本的な事項
- 地域再生計画の認定に関する基本的な事項
 - 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置
 - 地域再生計画と連動した支援措置
- 地域再生の推進のために必要な事項
 - 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

政府は、地域再生法に基づき「地域再生基本方針」を定めます。
地域が活用できる地域再生の支援措置や地域再生の制度に関する基本的な事項が「地域再生基本方針」に規定されています。

地域再生協議会

地域再生を推進するにあたっては、地方公共団体の他、地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。



- 地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができます。
- 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、地域再生計画に記載する事項について協議会で協議をする必要があります。

地域再生推進法人

地域再生を推進するにあたっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。地域再生制度では、地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO等の非営利法人を地域再生推進法人として指定することができます。

地域再生推進法人の業務

- 地域再生の事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の援助
- 地域再生計画に記載された事業の実施又は当該事業への参加
- 地域再生計画に記載された事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡
- 地域再生の推進に関する調査研究 等

法人指定の主なメリット

- 特定地域再生事業費補助金の交付を受けることができます。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除されます。

Ⅲ. 特定地域再生制度について

特定地域再生制度は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度です。

特定政策課題

○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

- 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
- 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
- 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上

○地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

- 地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
- 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ

複合的サービスをまちづくりと一体的に整備、提供

子育て支援



地域包括ケア

生きがい就労



高齢者の地域居住

高齢者の生活支援



郊外型住宅団地の再生

地域のコミュニティづくり



地域再生の担い手支援

住み替え支援



買物支援

認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

従来からの地域再生制度の支援措置に加えて、地域再生計画に特定地域再生事業を記載し、認定を受けることにより、以下の支援措置を受けることができます。

- 民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- 社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例（株式譲渡益からの控除）
- 公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施に対する特定地域再生事業費補助金の交付

特定地域再生制度の意義

少子高齢化など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行います。

特に、行政分野横断的な先駆的な取組について重点的に支援を行うことにより、課題解決モデルを構築し、これを全国に展開することにより全国的な課題解決を図ります。

併せて、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度の活用や構造改革特区制度との一体的活用を図ることにより、既存の施策体系の改善につなげ地域の政策課題を解決するための制度改革を推進します。

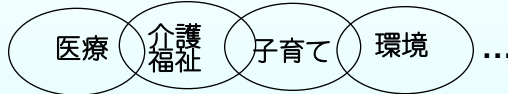
特定政策課題の設定

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

地域再生計画

特定地域再生事業（特定政策課題の解決に資する事業）

行政分野横断的な先駆的取組み



地域再生法に基づく支援措置

- ・ 特定地域再生事業費補助金
- ・ 株式会社への投資促進税制
- ・ 特定地域再生支援利子補給金
- ・ 地方債の特例

関係府省庁による支援策

先駆的な事業の取組の実施

制度改革の推進

自主性・自立性のある地域再生

既存の施策体系の改善

事業主体

地方公共団体
民間事業者
NPO等
地域再生推進法人

提案

- 地域再生提案
- 構造改革提案

一体的活用

構造改革特区計画

特定地域再生事業のイメージ（例）

①保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に提供するまちづくり

○高齢化の進展による医療・介護サービスに対する需要の増大への対応や、団塊世代の大量退職者に向けたセカンドライフの充実（生きがいの創出）等へ対応しながら、地域活力を維持していくことが求められている。

○住み慣れた環境の中で、必要なサービスが包括的、継続的に提供されるような体制を構築し、医療・介護・福祉・子育て・健康増進などのサービスを提供する施設整備を一元的、効率的に行うことによりコンパクトなまちづくりを推進する。

○特定地域再生事業費補助金

機関やサービス職種を超えて、患者の状況や処方共有するシステムの構築、空き施設を活用して健康づくり等の活動を行うコミュニティスペースの整備等を支援

○地域再生推進法人の指定

地域の医療、介護、福祉に関する各機関の連携をサポートする役割を担う非営利法人を地域再生推進法人として指定

○特定地域再生支援利子補給金の支給

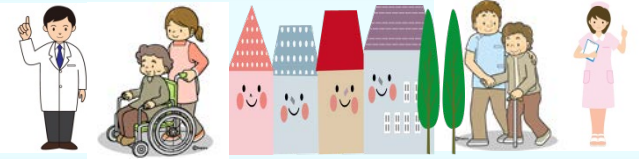
在宅医療、看護、介護サービス拠点等を併設した高齢者向け賃貸住宅の整備を行うため融資を受ける場合に金利負担を軽減

○補助対象財産の転用承認手続の特例

補助事業等により取得した財産（校舎等）を高齢者が共同生活を送る高齢者生活支援施設等の福祉施設に転用する手続を簡素化

○課税の特例措置

高齢者等の日常生活を手助けする生活支援サービス等を提供する株式会社の資金調達を円滑化



②居住者の高齢化が進む郊外型住宅団地の再生

○高度成長期に開発された郊外型住宅団地では、一定の時期に集中的に建設・入居が行われたことから、高齢化の進行、空き家の増加が急速に進み、生活利便サービスの低下等の問題が発生している。

○自治会やまちづくり組織、NPO等を有効に協力・連携させ、高齢者の買い物支援や移動支援、地域コミュニティづくり、既存ストックを活用したコミュニティビジネスの創設等の総合的な取組により、高齢者の生活機能の維持と地域の活力再生を図る。

○特定地域再生事業費補助金

買物弱者対策として、インターネットを利用した注文方法のシステム構築や注文端末の開発、検証実験に対し支援

○地域再生推進法人の指定

各種相談への対応、住民の満足度調査等の活動を行い、地域におけるコーディネーター役を担う非営利法人を地域再生推進法人として指定

○地方債の特例措置

オープンスペースなどの環境貢献空間の形成のため、不要となった公共施設等の除却費用について地方債の対象経費とする

○地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

整備、改修された高齢者向け住宅への污水处理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）の整備に対する支援

③再生可能エネルギー等の活用による環境に配慮したまちづくり

○地球温暖化防止等の環境の保全や化石資源の有効活用等は、持続可能な経済社会構築のために重要であり、各地域で低未利用のエネルギー源を最大限活用していく必要がある。



○地域における再生可能エネルギーの掘り起こし、環境・資源に係る人材育成等の取組を総合的に行い、環境配慮型のまちづくりを推進する。

○特定地域再生事業費補助金

剪定枝や放置竹林等を回収し、バイオマスエネルギーとして活用する住民参加型システムの構築を支援

○地域再生推進法人の指定

木質バイオマスの総合的な利活用の推進のための調査・研究を行う非営利法人を地域再生推進法人として指定

○特定地域再生支援利子補給金の支給

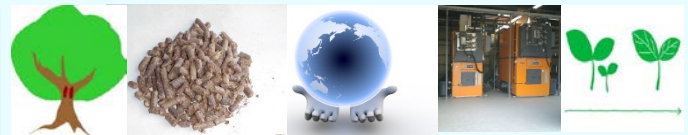
高齢者等の施設に対し、木質バイオマスポイラー等の環境配慮型の施設を導入するため融資を受ける場合に金利負担を軽減

○地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）

間伐材等の輸送の円滑化を図るため、林道・市町村道・農道をネットワーク化するための整備を支援

○課税の特例措置

木質バイオマス等の製造・販売を行う株式会社の資金調達を円滑化



④地域資源を活かした6次産業化による農山漁村地域の再生

○地域的に条件の不利な農山漁村地域においては、都市部への人口流出や少子高齢化の進行により地域活力が低下している。



○水源涵養や国土保全、心を癒す安らぎの場など地域が保有する多面的機能を活かした都市地域との交流をはじめ、地域産品の6次産業化により雇用を創出し、地域でいつまでも暮らし続けていくことができる仕組みを構築する。

○特定地域再生事業費補助金

農林水産品の生産、加工、現場を面的に連携させた体験型ツーリズムの企画・造成等を支援

○地域再生推進法人の指定

農林水産業の体験イベント、定住希望者への空き家情報の紹介、移住者への生活支援など、都市との交流事業をコーディネートする非営利法人を地域再生推進法人として指定

○特定地域再生支援利子補給金の支給

農林水産品の加工の見学等の観光機能を併設した、特産品の加工・販売施設を整備するための融資を受ける場合に金利負担を軽減

○地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）

特産品の出荷等を円滑にするため、道（市町村道、林道、農道）の一体的な整備を支援

○課税の特例措置

農林水産品の加工・販売を行う株式会社の資金調達を円滑化

○地域再生基盤強化交付金（港整備交付金）

水産品の陸揚げ等を行うための係留施設の整備を支援

IV. 地域再生制度の支援策

(1) 全ての地域再生計画に適用可能な支援策

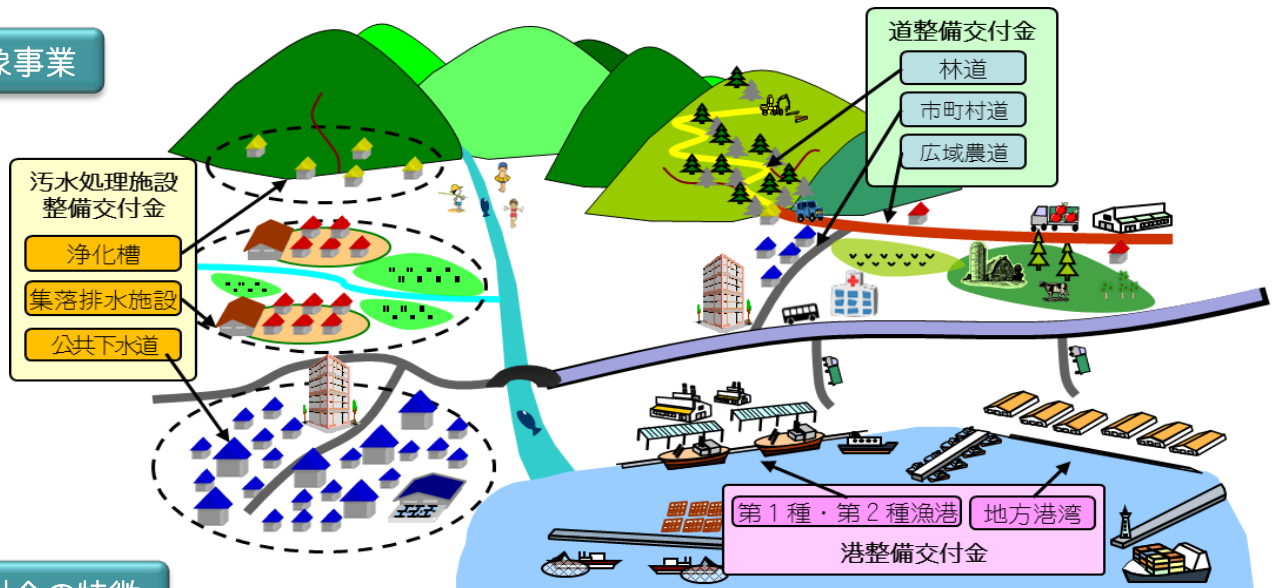
① 地域再生法に基づく特別の支援

地域再生基盤強化交付金

地域再生基盤強化交付金とは、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、道、污水处理施設、港の3つの分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して交付するものです。

内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設配置、計画申請等の手続の窓口一本化、事業進捗等に応じた事業間の予算の融通や年度間の事業量調整が可能となります。

対象事業

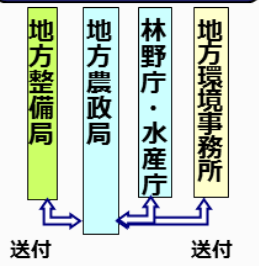


交付金の特徴

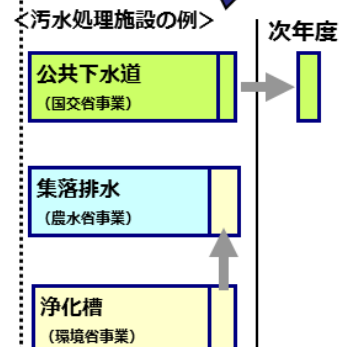
① 予算の一括計上

- 内閣府
- 道整備交付金
 - ・市町村道 (国交省)
 - ・広域農道 (農水省)
 - ・林道 (農水省)
 - 污水处理施設整備交付金
 - ・公共下水道 (国交省)
 - ・集落排水 (農水省)
 - ・浄化槽 (環境省)
 - 港整備交付金
 - ・地方港湾 (国交省)
 - ・第一種・第二種漁港 (農水省)

② 手続の一本化が可 (ワンストップ窓口)



③ 年度間の融通が可



① 類似施設の一体的な整備計画を認定

地域再生計画

交付の申請・決定

執行は各省庁に移替えて実施

地方公共団体

④ 他の施設への充当が可

地域再生支援利子補給金

地域再生支援利子補給金とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、地域再生に資する事業の円滑な実施につながることを期待できます。また、円滑な事業の実施から、雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

(1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①銀行 | ②信用金庫及び信用金庫連合会 |
| ③労働金庫及び労働金庫連合会 | ④信用協同組合及び信用協同組合連合会 |
| ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 | ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 |
| ⑦農林中央金庫 | ⑧株式会社商工組合中央金庫 |
| ⑨株式会社日本政策投資銀行 | |

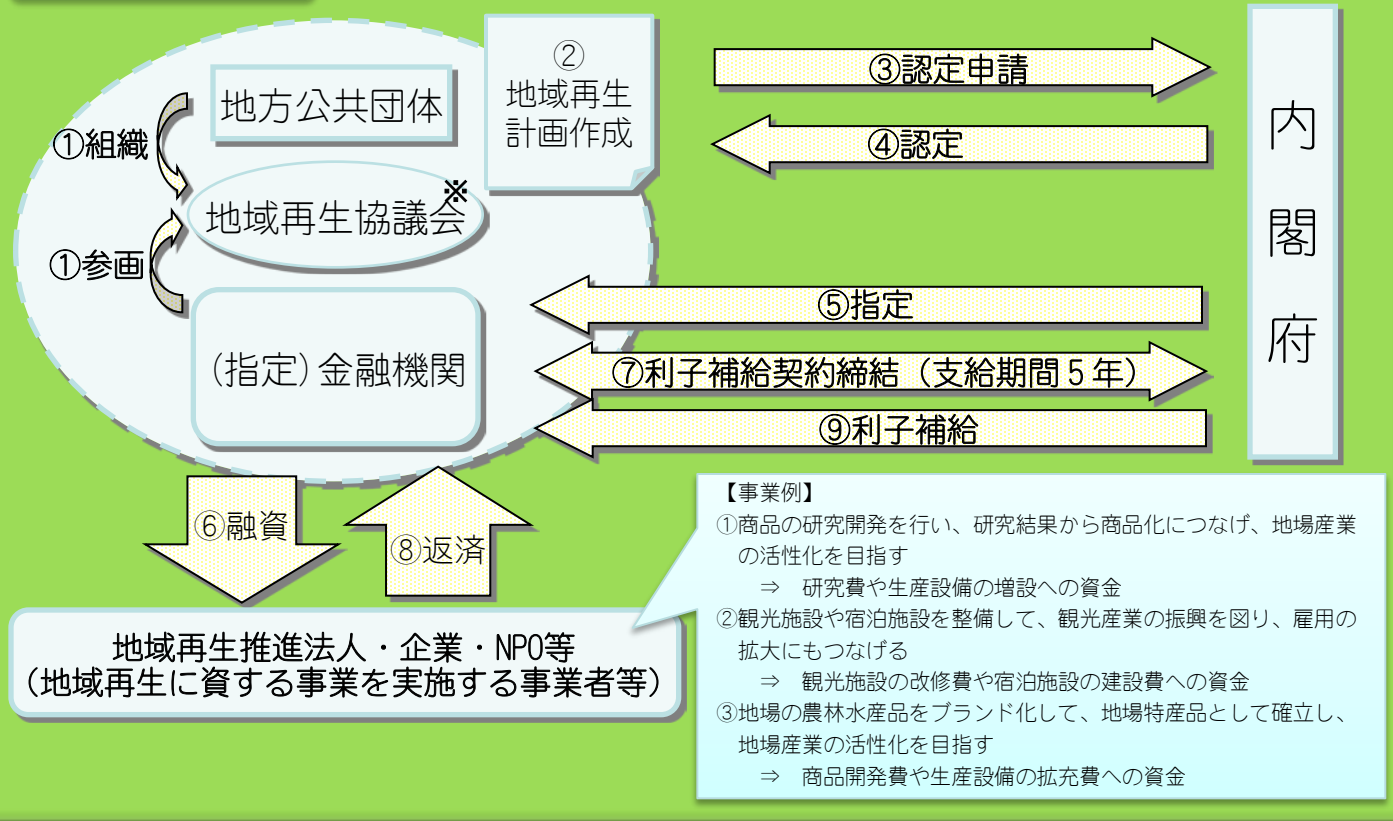
(2) 利子補給金の支給期間

金融機関が地域再生に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

(3) 利子補給金の支給対象となる事業

新技術の研究開発及びその成果の企業化の事業など地域再生に資する事業 等

事業イメージ

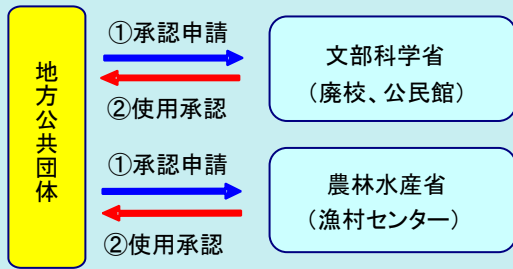


※特定地域再生支援利子補給金の場合、指定金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和が行われます。

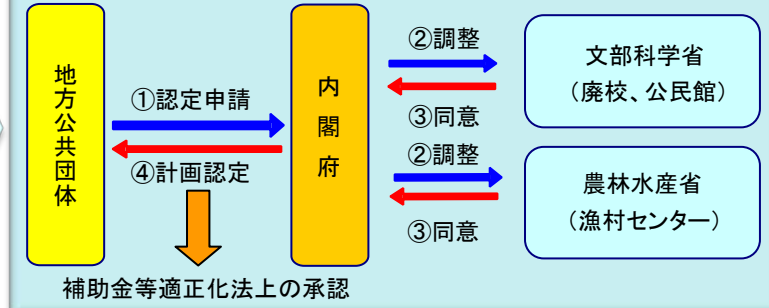
補助対象財産の転用承認手続の特例

『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等を、各省各庁の長の承認を受けずに転用してはならないとされていますが、地域再生計画の認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱われ、転用が認められます。

補助金等適正化法上の手続



地域再生法による手続の特例



○地域再生法による手続の特例により

- ①内閣府がワンストップ窓口となり、地方公共団体の手続に係る負担を軽減、
- ②法律上3ヶ月以内で計画認定に関する処分を行うこととされているため、手続処理の迅速化等のメリットが生じます。
- ※ また、公共施設を転用する事業の実施にあたっては、リニューアル債の支援措置を併せて活用すると効果的です。

※ なお、地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債性を満たす場合は、地方財政法上、地域再生計画の認定を受けることなく地方債の繰上償還は不要です。

包括承認制と地域再生法による手続の特例との関係（概要）

	地方公共団体の補助対象財産	地方公共団体以外の補助対象財産
概ね10年経過した補助対象財産	①無償による処分の場合→包括承認事項	<u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効) ※各省庁の通知によっては一部包括承認事項となる処分もあり。
	②有償による処分の場合→ <u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)	
概ね10年経過していない補助対象財産	①市町村合併基本計画に基づき、かつ無償による処分の場合→包括承認事項	<u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)
	②①以外の場合→ <u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)	

補助対象財産の転用承認手続については、平成20年4月以降各省庁において承認基準の見直しが行われ、一定の要件を満たす補助対象財産の処分については、報告をもって国の承認があったものとみなす「包括承認制」が導入されています。包括承認制の対象となるか否かについては概ね上表のようになりますが、詳しくは内閣府地域活性化推進室までお問い合わせ下さい。

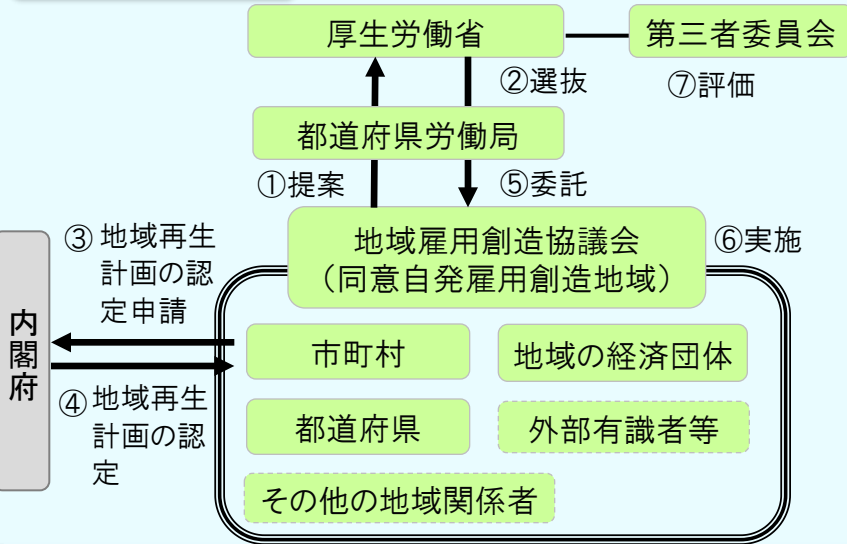
②その他地域再生計画と連動する施策

〔地域再生計画に記載し、認定を受けることにより、以下のような地域再生計画と連動する施策を活用することができます。〕

実践型地域雇用創造事業（厚生労働省）

地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜し、地域再生計画の認定を受けたものについて、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。

実施スキーム



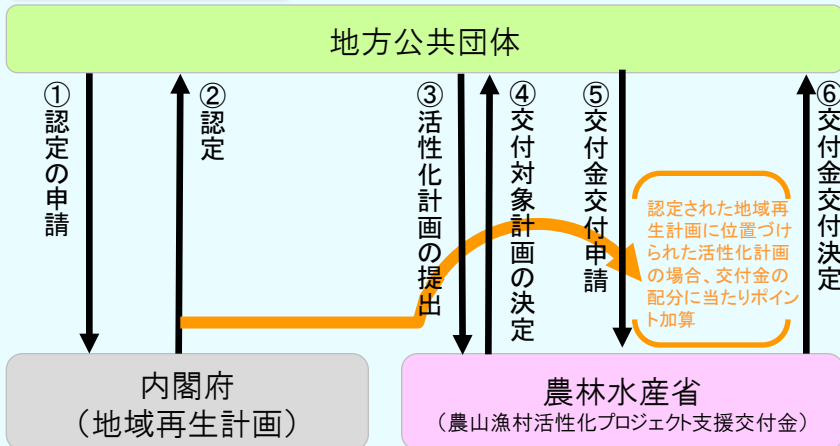
事業内容

- ①雇用拡大メニュー（事業主向け）**
事業の拡大、新事業の展開等を支援することにより、地域の雇用機会の拡大を図る
- ②人材育成メニュー（求職者向け）**
地域で求められている人材を育成することにより、地域の雇用につなげる
- ③就職支援メニュー**
①②のメニューを利用した求職者・事業主などを対象に地域求職者の就職促進を図る
- ④雇用創出実践メニュー**
②で育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等の資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援します。

実施スキーム



事業内容

- ①生産基盤及び施設の整備**
定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備等を支援
- ②定住環境の整備**
定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援
- ③地域間交流等の促進**
地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援

その他の地域再生計画の支援策については14～15ページを参照ください。

(2) 特定地域再生事業に対する特別の支援

特定地域再生事業費補助金

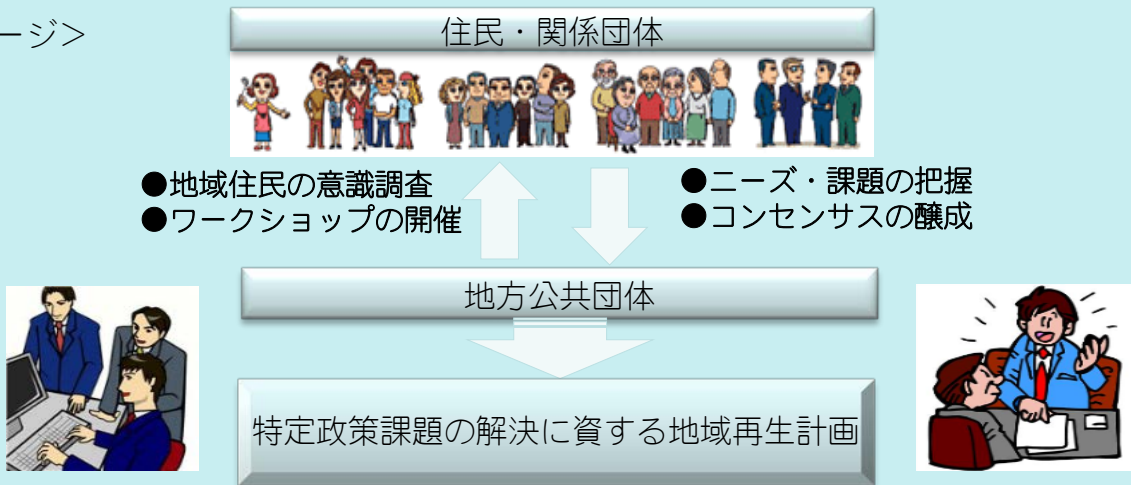
特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援します。

特定地域再生計画策定事業

特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図る等計画の策定のために必要な調査等を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体
- 補助率：全額補助（10,000千円を限度）

<イメージ>



特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、地域再生計画に記載された特定政策課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等
- 補助率：1/2

<補助対象例>

- 複数施設の統合化
 - 既存遊休施設の改修
 - コミュニティバスの購入
 - 長期型専門家派遣
 - 高齢者・女性の就業支援
 - 複業化、マルチ人材育成支援
 - エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援
- 等

※他の国庫補助の対象となるものについては補助の対象になりません。

課税の特例

特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じます。

地方公共団体

地域再生計画

〔 株式会社が行う特定地域再生事業が記載された計画 〕

認定

内閣総理大臣

特定地域再生事業の内容

- ① 住民生活の移動のための交通手段の確保又は地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供等の社会福祉の増進に関する事業
- ② 再生可能なエネルギー源の利用又はリサイクルの推進等を通じた環境の保全に関する事業

確認

確認を受けた株式会社

特定地域再生事業を実施

地方公共団体の確認に係る要件

- ① 常時雇用者数が2人以上であること
- ② 特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- ③ 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ④ 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑤ 性風俗関連特殊営業を行うものではないこと
- ⑥ 株式投資契約を締結する株式会社であること

出資

個人投資家

出資に対する税制上の優遇措置

- ① 投資時点
投資額を他の株式譲渡益から控除
- ② 売却等により損失が発生した場合 ※
損失を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除

※投資時点に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

地方債の特例

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、地方債の起債対象とします。

地方財政法上の内容

- ◆ 地方債の対象経費は、地方財政法第5条により、建設事業等に限定
- ◆ 除却については、新たな施設の建設に伴うもののみ対象

地域再生法による特例

特定政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に関する事業を地域再生計画に記載

内閣総理大臣の認定

※ 除却のみでも一定の事業について地方債の対象事業とする

※国庫補助金の対象となる事業

V. 地域再生計画と連動する施策一覧

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより、①利用が可能となる施策、または②施策を所管する府省庁において配慮※が行われる施策です。 ※配慮の内容は各施策において異なります。

支 援 策	関係省庁
1. 地域再生基盤強化交付金(道整備交付金, 汚水処理施設整備交付金, 港整備交付金) 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
2. 地域再生支援利子補給金 認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府
3. 特定地域再生支援利子補給金 認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府
4. 社会福祉の増資に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制 特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	内閣府
5. 特定地域再生事業に係る地方債の特例 施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じる。	内閣府 総務省
6. 特定地域再生事業費補助金 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定又は同計画に基づく事業の実施を支援するため、予算の範囲内で、補助金を交付する。	内閣府
7. 地域における男女共同参画促進総合支援事業 地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府
8. 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業 「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁
9. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携 地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁
10. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省
11. ふるさと融資の限度額拡大 地方公共団体が(財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省
12. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省
13. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件(在留実績期間)の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
14. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
15. 社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム 将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向けて、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を創出する拠点を形成する。 ※平成23年度以降の新規計画の認定は無し。	文部科学省
16. 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施 地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び法第19条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載できることとする。内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を行うこととする。関係行政機関の長は、次の交付金の交付に当たって評価結果に十分配慮することとする。 <対象となる交付金> ・地域介護・福祉空間整備推進交付金【厚生労働省】 ・社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)【国土交通省】 <評価の観点> 事業の総合的実施による相乗効果の高さ/創意工夫の程度など評価に際して意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。	内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省

支 援 策	関係省庁
17. 実践型地域雇用創造事業 地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等に加え、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる取組等を内容とする雇用対策事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。地域再生計画の認定を支援の要件とする。雇用創造に向けた意欲が高い地域において、地域が提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に委託して実施する。	厚生労働省
18. 地域若者サポートステーション事業 地域若者サポートステーション事業について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充(116か所→160か所)するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進する。また、新たに合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援する。	厚生労働省
19. 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進口 (i) 高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービス等の拠点を整備する事業(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (ii) 高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業。(地域介護・福祉空間整備推進交付金) (iii) 高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省
20. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援する。	農林水産省
21. 新規漁業就業者総合支援事業 希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。	農林水産省
22. 6次産業化ネットワーク活動支援事業 農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農山漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省
23. 6次産業化ネットワーク活動交付金 農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省
24. 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 農林水産・食品分野の成長産業化に向け、提案公募方式により、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援。研究評価の結果優れた研究課題は、移行審査を経て次の研究段階へ移行。地域再生法において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に位置づけられた研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省
25. 都市農村共生・対流総合対策交付金 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の取組を支援する。当該取組が地域再生計画に位置づけられている場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省
26. 「農」のある暮らしづくり交付金 「農」のある暮らしづくりの推進に向けた多様な取組を支援することとし、健康、介護・福祉、教育等の農園の整備等に要する経費を支援する。	農林水産省
27. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体的プロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 総務省、財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省、内閣府
28. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成 地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮。	国土交通省
29. 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) 現地消費者に向けて直接情報発信をする市場の拡大(シンガポール、タイ、マレーシアを追加)を行い、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションの展開、また、国際会議等(MICE)の誘致・開催を促進するため、我が国のMICE競争力の強化に集中的に取り組むほか、訪日外国人の受入環境整備を推進する。 ※MICE(Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/Event)	国土交通省
30. 「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(連携計画事業)) 潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、総合連携計画に基づき大幅な利便性向上等を図る施設整備を支援する。	国土交通省
31. 地域公共交通確保維持改善事業 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省
32. 補助対象施設の有効活用 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第21条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各府省庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁

最新の「地域再生計画と連動する施策」については、[地域再生本部ホームページの「関連閣議決定等」](#) →
[「地域再生基本方針の一部変更について」](#) → [「別表」](#)をご覧ください。

地域再生本部

検索

VI. 地域再生計画の認定事例

生きがいのある暮らしと活力ある地域再生計画

徳島県・徳島県つるぎ町

▼道整備交付金

第3回認定
第18回変更認定



つるぎ町は、四国一と認められた巨樹の里となっており、県下一の落差を持つ滝など険しい四国山地ならではの自然が残っているが、山間地の急峻な地形は生活道のネットワーク化の妨げとなっている。そこで、道路網をネットワーク化し、災害時の避難路・迂回路を整備するとともに、山間地住民の移動手段として運行しているコミュニティーバスの安全運行を確保することにより、地域の再生を図る。

- ▶ **目標**
- ・観光入込客数 平成21年度 62,000人 → 平成27年度 65,000人
 - ・バス運行時間 公共バス停留所までの所要時間を1分～5分短縮
 - ・森林整備面積 年平均森林施業実施面積10%増加

西条市カブトガニ天国再生計画

愛媛県西条市

▼汚水処理施設整備交付金

第2回認定
第15回変更認定



西条市沿岸の河川が注ぐ瀬戸内海燧灘の海岸は、自然に恵まれ、「カブトガニ天国」と呼ばれるカブトガニの繁殖地であったが、高度経済成長に伴う海岸の埋め立てや生活排水による汚染などの影響により絶滅寸前の状態にある。このため、保護活動を推進するとともに、汚水処理施設(公共下水道・浄化槽)の整備を進め、小河川の水質汚濁を防止することにより、「カブトガニ天国」の再生を目指す。

- ▶ **目標**
- ・カブトガニ幼生の発見個体数 平成20年度 4匹 → 平成26年度 10匹
 - ・汚水処理人口普及率 平成20年度末 65.6% → 平成26年度末 73.5%
 - ・海岸清掃参加者数 平成20年度 380名 → 平成26年度 600名

周南市産業活性化計画

山口県周南市

▼地域再生支援利子補給金

第19回認定



周南市の臨海部には、多くの企業が立地して石油化学コンビナートが形成されているが、大量に輸入する原燃料の輸送コストの増大、慢性的な工業用水の不足による安定的な操業への危惧、新增設プラント整備への障害が課題となっている。そこで、港湾機能の強化や造水プロジェクトによる工業用水の確保の取組を促進・支援することで、地元企業の競争力の強化や地域経済の活性化及び地域雇用の創出を図る。

- ▶ **目標**
- ・新規雇用創出 平成32年度までに 100人
 - ・製造品出荷額 平成32年度までに過去のピーク時の1兆9500億円まで回復
 - ・地域再生支援利子補給金による支援 平成32年度までに 5件

障害福祉の向上による地域再生

北海道室蘭市

▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

第9回認定



室蘭市母恋区域では、古くから多様な福祉施設が設置され、地域住民との交流が行われているが、他の地域よりも人口減少が著しく、小学校等が閉校となっている。そこで、廃校に市の知的障害児通園施設と二つの児童デイサービス事業所を移転・集約し、二つの障害者福祉団体が運営する地域共同作業所を移転し拡充することにより、障害児・者と市民との交流を促進し、地域の活性化を推進する。

実績

- ・療育相談者数 平成19年度 80人 → 平成23年度 569人
- ・作業所利用者数 平成19年度 7,000人 → 平成23年度 15,576人
- ・地域交流人口 平成19年度 200人 → 平成23年度 896人

地域医療人材の統合的育成及び循環システムの構築を通じた地域医療再生

兵庫県

▼科学技術戦略推進費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

第13回認定



兵庫県では、医師の確保と併せ、コメディカル(医療専門職)の高度化によるチーム医療の推進が重要な課題となっている。そこで、県内の教育機関・医療機関と連携し、医師・コメディカルを含むすべての医療従事者に対する高度専門教育を実施し、地域医療の活性化に貢献する人材として積極的に活用する。併せて、大学医学部と地域の公立病院が連携し、医師の異動、派遣を行う循環システムの構築を図る。

目標

- ・エキスパート・コメディカルの育成 5コース
- ①災害・救急 ②感染症医療 ③周産期医療 ④高齢者医療 ⑤がん医療
- 平成22~25年度、各年度各コース4人×5コース=20人(計80人)

近江日野 三方よしの人づくり 農山村(ふるさと)活力再生計画

滋賀県日野町

▼特定地域再生事業費補助金

第24回認定



日野町では農村生活体験による教育旅行の受入れを行っている。さらにすすめるため、近江日野商人の理念を学び、ゆかりのある文化財にふれる場を整備し、教育旅行や企業の人材育成の受入れを広げていく。具体的には、空き家の近江日野商人の本宅を取得し、体験研修施設や地産地消のレストラン、文化財の保存・展示のための整備を一体的に行い、交流人口拡大で町の産業・文化を守り、地域の活性化を目指す。

目標

- ・農村生活体験受入人数 平成25年度 3,500人 → 平成28年度 5,000人
- ・企業の人材育成等の体験プログラム受入数 平成28年度 10企業500人
- ・伝承料理・食体験レストランの開設 平成28年度 年間利用者数1,000人

VII. 地域再生計画の認定状況

地域再生計画の認定状況(第1回～第27回) 都道府県別件数

都道府県名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	モデルプロジェクト	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	合計	(※)終了等計画数	
北海道	8	1	1	9	1	3	11	4	1	3	6	1		6				2		3	2	1	2	2	1		2			70	△ 60
青森県	6	3	4	2	1		3			2	4	1	1			5	2		5			2	1			1	1	1	1	46	△ 32
岩手県	13	8	7	1		3	2				3			3		4	1		3	1										49	△ 40
宮城県	6	2	6	1				1			1		1			3	1	1						1			1			25	△ 18
秋田県	9		3	5	1	2	4				2		2	1	1				1	1			2						34	△ 30	
山形県	7	1	3	2							2		1	2		2	4		1	2		1	4				5		1	38	△ 22
福島県	12		3	1	1			1			1	2		1				4			6			1	1				34	△ 23	
茨城県	20	2	4		1	2				4			4						5								2		1	46	△ 39
栃木県	14	1	9			3				1				1				6			6							1	1	43	△ 31
群馬県	14	3	12				1			1			1	4				5			5									46	△ 35
埼玉県	3	7	3	1	1	3	1	1			1			1				2			4			1						29	△ 26
千葉県	7	1	2		1	1	1				1			1				1					1				1		2	20	△ 13
東京都	2	1	1				2							1							1									8	△ 7
神奈川県	5	2	3	3	1			1					1	2				3					1							22	△ 19
新潟県	12	3		2		3	2	2			1			1				5	1				1	1						34	△ 26
富山県	5	1	2	1	1											3									1			1		15	△ 9
石川県	11	3	1	1		3	3				2	1	1				1	5		1	1	1					1		37	△ 27	
福井県	11	3	2	3		1				1			3	2				4												30	△ 23
山梨県	13	2	3	1	1						1	1		1				9				2					1	1	36	△ 24	
長野県	24	3	8	2	2	4	3				1			1	1			11	1		3						1		67	△ 47	
岐阜県	11	1		1								1	1					5			4			1					26	△ 15	
静岡県	15	3	3	1		1	1				3	1	1	1	1			5	1			1						1	39	△ 30	
愛知県	21	4		2	3	1	4			2				1				8			2	1	2							51	△ 38
三重県	11	8	2			3	3							2				7			3			1		1			41	△ 30	
滋賀県	2	4	1	3	1	1	1							1				1	1		1						1		18	△ 14	
京都府	6	1	2	1				1					1	1				4	1		3			1	1				24	△ 16	
大阪府	9	1		3		1	2	1													1			1					20	△ 16	
兵庫県	11	2	2	3	1	2	2	3					1					3	2			2					2		41	△ 30	
奈良県	8				2			1			1	2						3	1		2								20	△ 14	
和歌山県	11	1	2	3	1							1						1			2			1	1				24	△ 21	
鳥取県	7	1	2										1	1				1			1	1		1					17	△ 13	
島根県	15	1	5	1		1	1				1	3		3	1			8	1		2	1		2		1	1	1	49	△ 35	
岡山県	14	4	6	2		1	1				4	1		1	1			10			5	1		1	2		1		55	△ 35	
広島県	8	2	1	3	1						1			1				6			1			1				1	26	△ 17	
山口県	6	1	3		1			1			1	1						2			2	2	1	1	2	1			25	△ 15	
徳島県	4	1	7				2				2			1				3			6			1		2		1	31	△ 22	
香川県	2	1			1	1					1										1	1							9	△ 6	
愛媛県	8	3	1	3		3	2				3	1		2	3			7	1			1		1	2			1	42	△ 29	
高知県	5	4	3	1	1	3	5	1			4			6	4			2	4		3	1		1	3	1	1	2	1	57	△ 42
福岡県	11	4	4	2	1	3	1	1			4			1	2			6	1		1			1	1	1	3		48	△ 36	
佐賀県	13	3	2			4	1					1		1	1			6			2							1	35	△ 26	
長崎県	6	4	2	2		3	1				1	2						1			1				1			1	3	29	△ 20
熊本県	13	3	3	1	2	3	2							1	5						6	1		2				1	2	45	△ 30
大分県	8	4	5	1		2	1				1			1				6			2	1	2						36	△ 24	
宮崎県	16	1	3				1			2	2		2	1				8	1		3			1	2		1	1	1	47	△ 30
鹿児島県	9	1	4	4	1		2				4	2	2	2	1			5	3	1	2		2		1	1			1	48	△ 35
沖縄県	1			5	2		4				3	2	1	1	2						1	1	1			2	2		3	31	△ 23
その他							2																		1					3	△ 2
合計	453	110	140	77	30	58	75	19	1	46	54	13	33	57	7	192	29	5	100	18	7	33	31	16	15	21	8	18	1,666	451(現在数)	

※認定日:第1回(H17.6.17・H17.7.19) 第2回(H17.11.22) 第3回(H18.3.31) 第4回(H18.7.3) 第5回(H18.11.16) 第6回(H19.3.30) 第7回(H19.7.4・H19.9.30) 第8回(H19.11.22) モデルプロジェクト外(H19.12.25) 第9回(H20.3.12・H20.3.30) 第10回(H20.6.25・H20.7.9) 第11回(H20.11.11) 第12回(H21.3.27) 第13回(H21.6.30・H21.7.17) 第14回(H21.11.26) 第15回(H22.3.23) 第16回(H22.6.30) 第17回(H22.11.30) 第18回(H23.3.25) 第19回(H23.6.29) 第20回(H23.11.28) 第21回(H24.3.29) 第22回(H24.6.29) 第23回(H24.11.30) 第24回(H25.3.29・H25.4.26) 第25回(H25.6.28) 第26回(H25.10.24・H25.11.29) 第27回(H26.3.28)

※終了等計画数には、計画期間満了による終了のほか、市町村合併に伴う計画の統合による廃止、申出による廃止が含まれる。

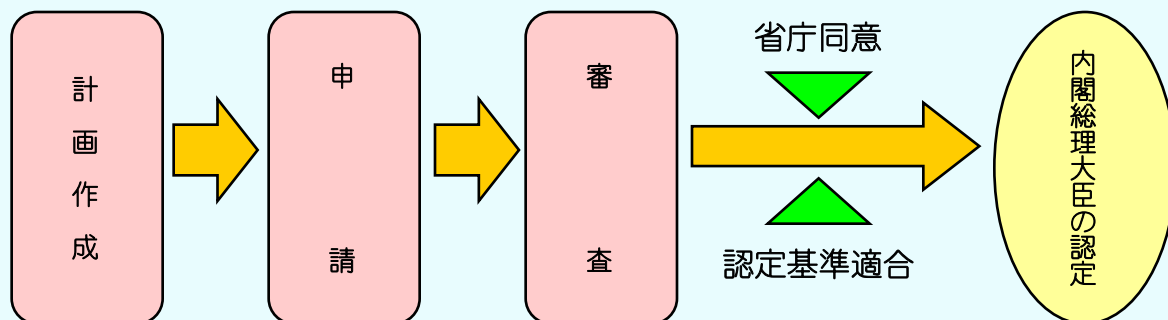
VIII. 認定申請・提案募集

地域再生計画の認定申請

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、支援措置が適用されます。

認定申請については年3回（1月、5月、9月）受付を行っています。

認定申請の流れ



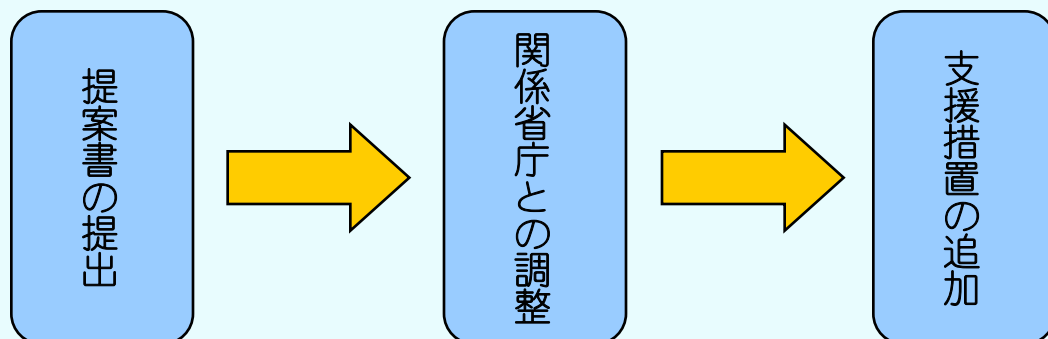
地域再生の提案募集

地域再生に関する施策の改善について、民間事業者や地方公共団体、個人など、誰でも国に提案をすることができます。

地域再生を担うひとづくり、補助金改革、民間活力の活用の拡大など、地域再生に関するみなさんのアイデアをお待ちしています。

提案募集については年1回（3月）受付を行っています。

提案募集の流れ



IX. 相談・質問など

地域再生・地域活性化に関する問い合わせ

- 地域活性化総合情報サイト (<http://www.chiiki-info.go.jp/>)
地域活性化に係る施策情報、施策事例について利用者の希望にあわせた検索を可能とする他、地域活性化に係るイベント情報等を掲載してあります。

地域活性化総合情報|

検索

Click!



- 地域再生本部 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>)
地域再生に関する関係法令や会議資料等の全般の情報を提供しています。

地域再生本部|

検索

Click!



- メールマガジン「地域活性化ニュース」
地域活性化に関する各種施策や最新の動向など、さまざまな情報を毎月お届けしています。配信を希望される方は、下記のサイトよりメールアドレスをご登録ください。

地域活性化ニュース 配信登録|

検索

Click!

- メール相談
地域再生について、お気軽にご相談いただけるメール相談窓口を開設しています。

地域活性化 メール相談|

検索

Click!

●地域活性化伝道師

地域活性化に向け意欲的な取り組みを行おうとする地域に対して、地域活性化統合事務局が、「総合コンサルティング支援」の一環として、地域おこしのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を派遣・紹介しています。

地域活性化伝道師|

検索

Click!



地域再生伝道師

●地域再生伝道師

各都道府県が地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」を設置して、地域活性化推進室と連携を図っています。お住まいの都道府県の伝道師にお気軽にご相談ください。背表紙に地域再生伝道師の連絡先一覧を載せています。

地域再生伝道師|

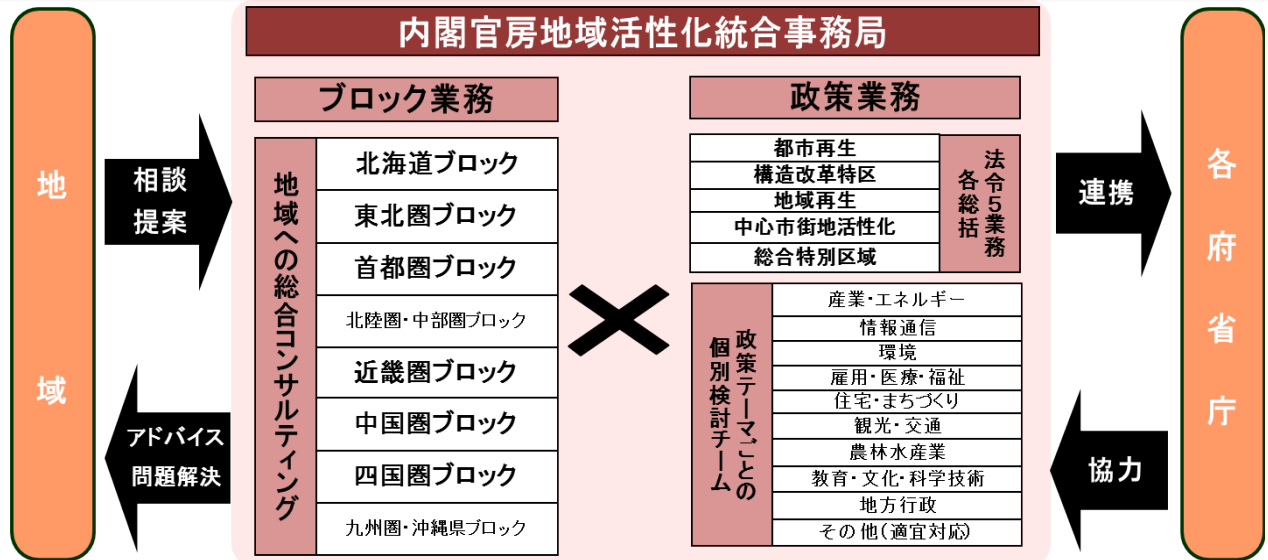
検索

Click!

地域ブロックにおける相談

地域活性化統合事務局では、「ワンストップ拠点」として8つの地域ブロックを基本とした体制で、地域からの地域活性化に関する相談に対し、省庁横断的・施策横断的に迅速・的確に対応しています。

また、各ブロックに地方連絡室を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。



北海道地方連絡室(北海道)

住所: 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎8階

TEL: (011)706-0100 メールアドレス: g.hokkaido@cas.go.jp

東北圏地方連絡室(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)

住所: 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎7階

TEL: (022)265-9889 メールアドレス: g.tohoku@cas.go.jp

首都圏地方連絡室(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

住所: さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館15階

TEL: (048)601-3100 メールアドレス: g.shuto@cas.go.jp

北陸圏・中部圏地方連絡室(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

住所: 名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局4階

TEL: (052)219-8655 メールアドレス: g.hokuriku_chubu@cas.go.jp

近畿圏地方連絡室(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

住所: 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階

TEL: (06)4790-6148 メールアドレス: g.kinki@cas.go.jp

中国圏地方連絡室(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

住所: 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階

TEL: (082)224-5728 メールアドレス: g.chugoku@cas.go.jp

四国圏地方連絡室(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

住所: 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階

TEL: (087)811-8308 メールアドレス: g.shikoku@cas.go.jp

九州圏・沖縄県地方連絡室(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

住所: 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館7階

TEL: (092)432-1964 メールアドレス: g.kyushu_okinawa@cas.go.jp

地域再生伝道師所属部署及び連絡先一覧

平成26年4月現在

都道府県	部署	電話番号
北海道	総合政策部地域づくり支援局地域政策課	011-204-5149
青森県	企画政策部地域活力振興課	017-734-9075
岩手県	政策地域部地域振興室	019-629-5194
宮城県	震災復興・企画部地域復興支援課	022-211-2425
秋田県	企画振興部地域活力創造課	018-860-1237
山形県	企画振興部市町村課	023-630-2680
福島県	企画調整部地域政策課	024-521-7119
茨城県	企画部地域計画課	029-301-2720
栃木県	総合政策部地域振興課	028-623-2239
群馬県	企画部企画課	027-226-2313
埼玉県	企画財政部改革推進課	048-830-2138
	企画財政部地域政策課	048-830-2768
千葉県	総合企画部政策企画課地域政策班	043-223-2393
東京都	知事本局計画調整部計画調整課	03-5388-2175
神奈川県	政策局自治振興部地域政策課地域活性化グループ	045-210-3260
山梨県	企画県民部企画課	055-223-1437
新潟県	総務管理部地域政策課	025-280-5088
富山県	観光・地域振興局地域振興課	076-444-3114
石川県	企画振興部地域振興課	076-225-1312
福井県	政策推進課	0776-20-0258
	市町振興課	0776-20-0747□
長野県	企画振興部地域振興課	026-235-7023
岐阜県	清流の国づくり政策課	058-272-1111(2053)
静岡県	経営管理部自治行政課	054-221-2057
	企画広報部企画課	054-221-3507
愛知県	地域振興部地域政策課	052-954-6095
三重県	戦略企画部政策提言・広域連携課	059-224-2089
滋賀県	総務部市町振興課	077-528-3230
京都府	政策企画部戦略企画課	075-414-4348
大阪府	政策企画部戦略事業室特区推進課	06-6943-8077
兵庫県	企画県民部地域振興課	078-362-9015
奈良県	地域振興部地域政策課	0742-27-8487
和歌山県	企画部企画政策局企画総務課	073-441-2334
鳥取県	企画課	0857-26-7820
島根県	しまね暮らし推進課	0852-22-6502
岡山県	中山間・地域振興課	086-226-7268
広島県	総務局経営企画チーム(戦略推進担当)	082-513-2418
	地域政策局地域政策総務課	082-513-2511
山口県	総合企画部政策企画課	083-933-2546
徳島県	政策創造部総合政策課	088-621-2197
	政策創造部地域創造課	088-621-2099
香川県	政策部政策課地域づくり推進室	087-832-3125
愛媛県	企画振興部地域振興局地域政策課	089-912-2217
高知県	計画推進課	088-823-9781
福岡県	企画・地域振興部広域地域振興課	092-643-3176
佐賀県	統括本部 政策監グループ	0952-25-7360
長崎県	企画振興部政策企画課	095-895-2037
	企画振興部地域づくり推進課	095-895-2241
熊本県	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	096-333-2181
大分県	土木建築部建設政策課	097-506-4555
宮崎県	中山間・地域政策課	0985-26-7035
鹿児島県	企画部企画課	099-286-2349
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026
	企画部地域・離島課	098-866-2370

お問い合わせは

内閣官房地域活性化統合事務局
 内閣府地域活性化推進室
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
 永田町合同庁舎6、7階
 TEL 03-5510-2475 FAX 03-3591-1974

地域再生HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>

特区HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html>

地域活性化総合HP

<http://www.chiiki-info.go.jp/>

(平成26年4月版)